

名古屋外国語大学大学院学生の研究旅費補助に関する内規

第1条 名古屋外国語大学大学院学生の研究費補助に関する規程第5条第4項に定める研究旅費補助（以下「旅費補助」という。）に関する事項は、この内規によるものとする。

第2条 旅費補助は、人物学業とも優秀でかつ健康な本大学院学生について、本大学院担当の指導教授の下で優れた着想をもつ研究（学位論文作成を含む。）について国内又は国外で開催される学会又は研究会において、研究発表（研究報告を含む。）を行うため、出席するに必要な旅費の補助とする。

第3条 旅費補助の採用数は、毎年度国内、国外とも若干名とする。なお、同一学生の採用は、原則として各年度1回までとする。

第4条 旅費補助の補助額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国内の場合 旅費（鉄道運賃等の実費）の1/2補助（限度額30,000円）
- 二 国外の場合 旅費（航空運賃・エコノミー料金と国内の鉄道運賃等実費）の1/2補助（限度額100,000円）

第5条 旅費補助の申請については、出席する学会等において発表者として採択され次第速やかに、研究旅費補助申請書及び指導教授の推薦書を大学院事務室に提出しなければならない。

第6条 前条に定める申請書の提出があったときは、旅費補助の採択に関し、大学院運営会議の議を経て学長がこれを決定する。

第7条 旅費補助を受けた学生は、旅行が終了した日から1カ月以内に報告書を研究科長を經由して学長に提出しなければならない。

附 則

この内規は、平成11年10月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年5月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2025年4月21日から施行し、2025年4月1日から適用する。